

トークン型QUICPay特約

第1条（目的等） 1.本特約は、JCB等が別途指定する本決済システムに対応しうる機能を備えた媒体（以下「トークン型QUICPay」という。）の使用に関する特約を定めるものです。 2.本特約におけるそれぞれの用語の意味は、本特約において特に定めるほか、JCB等所定のQUICPay会員規定（以下「本規定」という。）におけるのと同様の意味を有します。

第2条（取扱方法） QUICPay会員が、トークン型QUICPayを本決済システム以外に利用するなどの行為により、本決済システムの利用ができない場合、JCB等に故意または過失がない限り、JCB等は一切の責任を負いません。

第3条（トークン型QUICPayへの情報表示） 本規定第3条第4項にもかかわらず、トークン型QUICPayには、QUICPay会員名が表示されず、QUICPayIDおよび有効期限が表示されます。本規定第3条第4項にもかかわらず、本規定における「本カード情報」を「トークン型QUICPay情報」と読み替えるものとします。なお、本規定における「トークン型QUICPay情報」とは、QUICPayIDおよび有効期限を意味します。トークン型QUICPayは、その貸与を受けたQUICPay会員本人以外、使用できません。

第4条（免責事項） QUICPay会員がトークン型QUICPayを本決済システム以外の使用や、本規定第3条第5項を遵守しない等により、QUICPay会員または第三者に損害が発生した場合といえども、JCB等は、JCB等に故意または過失があった場合を除き、その賠償の責任を負いません。

第5条（適用関係） 本特約に定めのない事項については、全て会員規約および本規定を準用するものとします。その場合、本規定（本規定第2条第(1)号を除く。）における「本カード」は「トークン型QUICPay」と読み替えます。

第6条（特約の改定） 将来、本特約が改定され、JCB等がその内容を書面その他の方法により通知した後にQUICPay会員のいずれかがトークン型QUICPayを利用した場合、JCB等は、指定本会員および全ての会員が当該改定内容を承認したものとみなします。

(TK550004・20130215)